

議第 28 号

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不
均一課税に関する条例の制定について

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に
関する条例を次のように定める。

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不
均一課税に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定
に基づき、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条
第 16 項の認定を受けた同条第 1 項に規定する地域再生計画に記載された同条第
4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域内において、法第 17 条の 2 第 3 項の認
定を受けた同条第 1 項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域
再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73
号）第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を
新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資
産税の課税について呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）の特例を定める
ことにより、本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(固定資産税の不均一課税)

第 2 条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及
び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成 27 年 10 月 2 日
以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起
算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があっ
た場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課
する固定資産税の税率は、呉市税条例第 42 条の 2 の規定にかかわらず、当該固
定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後 3 か
年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業者について同表の中欄に掲げる年度の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事業者の区分	年度の区分	税率
法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に 掲げる事業を実施する事業者	初年度分	0
	第 2 年度分	100 分の 0.35
	第 3 年度分	100 分の 0.7
法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に 掲げる事業を実施する事業者	初年度分	0
	第 2 年度分	100 分の 0.467
	第 3 年度分	100 分の 0.933

(不均一課税の申告等)

第 3 条 前条の規定による固定資産税の不均一課税（以下「不均一課税」という。）
の適用を受けようとする者は、申告書 2 部に次に掲げる書類を添えて、初年度の
初日の属する年の 1 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特別償却設備等に係る事業所（以下「事業所」という。）の全体の平面見取

図に、平成27年10月2日以後に取得した家屋、構築物及び土地の位置、取得年月日及びこれらを事業の用に供した年月日（事業の用に供した年月日は、家屋及び構築物に限る。）を明示したもの

- (2) 事業所の年次別建設計画及び事業実績の概要を明らかにする書類
- (3) 事業所の業務の概要を示す書類
- (4) 家屋及び土地の取得に係る契約書及び登記事項証明書の写し

2 市長は、前項の申告書の内容を審査し適当と認めるときは、当該固定資産に対して不均一課税の適用をすることを決定し、不均一課税決定通知書により当該申告をした者（以下「申告者」という。）に対してその旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定による申告があった場合において必要があると認めるときは、当該申告に係る事項について調査し、又は申告者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（虚偽の申告等に対する措置）

第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由なくして申告をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の規定による申告をし、又は正当な理由なくして同条第3項の調査若しくは必要な書類の提出を拒み、若しくは妨げた者に係る特別償却設備等に対しては、不均一課税の適用をしない。

（不均一課税の取消し）

第5条 市長は、不均一課税の適用を受けている者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不均一課税の適用を取り消すものとする。

- (1) 特別償却設備等が消滅したとき。
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第127条第1項若しくは第2項又は所得税法（昭和40年法律第33号）第150条第1項の規定により、青色申告の承認を取り消されたとき。
- (3) 当該事業を廃止し、又は6月以上休止したとき。
- (4) 前条に規定する虚偽の申告その他不正の手段により不均一課税の適用を受けたことが判明したとき。

（適用除外）

第6条 この条例の規定は、呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成17年呉市条例第24号）の規定により固定資産税の課税の特例の適用を受けるものについては、適用しない。

（帳票の様式）

第7条 この条例の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法第6条第2項及び地域再生法の趣旨に基づき、本市における経済の活性化及び雇用機会の創出を目的とする固定資産税の不均一課税を実施するため、この条例案を提出する。